【公報種別】特許法第１７条の２の規定による補正の掲載
【部門区分】第３部門第３区分
【発行日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【公表番号】特表2006-512429(P2006-512429A)
【公表日】平成18年4月13日(2006.4.13)
【年通号数】公開・登録公報2006-015
【出願番号】特願2004-555797(P2004-555797)
【国際特許分類】
Ｃ０９Ｋ　　3/00　　　(2006.01)
Ｃ０９Ｄ　　5/02　　　(2006.01)
Ｃ０９Ｄ　　7/12　　　(2006.01)
Ｃ０９Ｄ 161/24　　　(2006.01)
Ｃ０９Ｄ 183/04　　　(2006.01)
Ｃ０９Ｄ 183/12　　　(2006.01)
Ｃ０９Ｋ　　3/30　　　(2006.01)
【ＦＩ】
Ｃ０９Ｋ　　3/00　　　　Ｒ
Ｃ０９Ｄ　　5/02
Ｃ０９Ｄ　　7/12
Ｃ０９Ｄ 161/24
Ｃ０９Ｄ 183/04
Ｃ０９Ｄ 183/12
Ｃ０９Ｋ　　3/30　　　　Ｋ
Ｃ０９Ｋ　　3/30　　　　Ｎ

【手続補正書】
【提出日】平成18年10月13日(2006.10.13)
【手続補正１】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】請求項７
【補正方法】変更
【補正の内容】
【請求項７】
前記噴射剤が、１，１，２，２－テトラフルオロエタン、１，１－ジフルオロエタン、１，１，１－トリフルオロエタン、ジフルオロメタン、１，１－ジフルオロ－２，２，２－トリフルオロエタン、又は１，１，１，２－テトラフルオロエタンよりなる群から選ばれる請求項６に記載のタイヤ化粧用組成物。
【手続補正２】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】００１８
【補正方法】変更
【補正の内容】
【００１８】
本発明の好ましい実施態様では、シリコーンミクロエマルジョン系は、エアゾール系が所望ならば、更にフルオロカーボン又は炭化水素噴射剤を含有する。このエアゾール系に好ましい噴射剤の例としては、限定されるものではないが、１，１－ジフルオロエタン、１，１，１－トリフルオロエタン、ジフルオロメタン、１，１－ジフルオロ－２，２，２－トリフルオロエタン、１，１，２，２－テトラフルオロエタン及び１，１，１，２－テトラフルオロエタンが挙げられる。１，１，１，２－テトラフルオロエタンは、エアゾー

ル配合物を使用する環境保護局で承認され、非オゾン破壊性物質として含まれているので、更に好ましい。しかし、１，１，１，２－テトラフルオロエタンが唯一の好適な噴射剤を意味すると解釈すべきではない。環境保護局で承認されていないが、本発明の実施態様では、以上に挙げた他のフルオロカーボン噴射剤も使用できる。実際に、燃焼性が主要な関心事でない所では、本発明の実施態様ではフルオロカーボン噴射剤の他に、或いは代りに炭化水素噴射剤も使用してよい。